

## 東京都板橋区環境対応型商店街活性化事業補助金交付要綱

(平成23年7月 1日区長決定)

(平成25年6月27日区長決定)

(平成26年9月29日区長決定)

(目的)

第1条 本事業は、CO<sub>2</sub>削減など環境対応の仕組みを社会に普及させるため、積極的に環境対策に取り組む商店街等を支援し、地域社会での環境配慮の取り組みを推進していくことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「商店街等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 商店街

(2) 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)による商店街振興組合

(3) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)による事業協同組合

(4) 前号の規定にかかわらず、暴力団(東京都板橋区暴力団排除条例(平成24年東京都板橋区条例第28号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員等(条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。)及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるものは、補助事業者としない。

2 前項(1)の「商店街」とは、次に掲げる事項に照らし、区長が商店街と認めるものをいう。

(1) 区内の一定区域(以下「当該区域」という)で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接してその事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。

(2) 社会通念上消費者により、まとまった買い物場として認識されていること。

(3) 当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路等を包含していること。

3 前項(3)の「道路等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 法令の規定による道路。

(2) 前号に定めるもののほか、社会通念上、人または車両が常時通行することができる通路及び施設。

(補助金の対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、次に掲げる事業の内、この要綱に基づき交付決定を受けた事業とし、区長が特に必要かつ適当と認め、使途、単価、規模等の確認できる事業とする。

(1) LED街路灯の設置

(2) ソーラー・ハイブリッド型街路灯の設置

- (3) 風力発電の活用
  - (4) 壁面緑化の設置
  - (5) ドライミストの導入
- (補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の15分の2以内（当該額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）又は補助限度額1千万円のいずれか低い額とする。

- 2 複数の商店街等が一の交付対象事業を共同で行う場合においても、補助金の交付額は、前項の額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする商店街等（以下「補助事業者」という。）は、別に定める期日までに、東京都板橋区環境対応型商店街活性化事業補助金交付申請書（[別記第1号様式](#)）に、[別表1](#)に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、東京都板橋区環境対応型商店街活性化事業補助金交付決定通知書（[別記第2号様式](#)）により、不適正と認めるときは補助金の不交付決定を行い、東京都板橋区環境対応型商店街活性化事業補助金不交付決定通知書（[別記第3号様式](#)）により、申請事業者に通知するものとする。

- 2 区長は、前項の規定による交付決定にあたって、必要な条件を付することができる。
- 3 補助金の交付決定の額は、第4条の規定により算出する額又は前条の規定により申請された額のいずれか低い額とする。

(申請の取下げ)

第7条 前条第1項の規定による交付決定を受けた補助事業者は、前条の規定による交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から7日以内に、その旨を記載した書面を区長に提出することにより、申請を取り下げることができる。

- 2 前項に規定するもののほか、交付決定前に申請を取り下げようとするときも、また同様とする。

(補助事業遅延等の報告)

第8条 補助事業者は、補助事業を当該年度内に完了することができないと見込まれるとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに東京都板橋区環境対応型商店街活性化事業遅延等報告書（[別記第4号様式](#)）を区長に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 区長は、必要があると認めるときは、補助事業者等に補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求めることができる。

(補助事業の内容変更等)

第9条 補助事業者は、補助対象事業の内容を著しく変更しようとするとき又は中止をしようとするときは、あらかじめ東京都板橋区環境対応型商店街活性化事業内容変更等承認申請書(別記第5号様式)に、必要な書類を添えて区長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の承認を行うときは東京都板橋区環境対応型商店街活性化事業内容変更等承認書(別記第6号様式)により、不承認と認められるときは、不承認決定を行い、東京都板橋区環境対応型商店街活性化事業内容変更等不承認通知書(別記第7号様式)により、補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、各補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書(別記第8号様式)に別表2に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 区長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、東京都板橋区環境対応型商店街活性化補助金交付額確定通知書(別記第9号様式)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助事業者は、前条の規定による補助金交付額の確定の通知を受けた場合において、補助金の交付を請求するときは、東京都板橋区環境対応型商店街活性化事業補助金請求書(別記第10号様式)を区長に提出しなければならない。

(補助金の支払等)

第13条 区長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に事業の円滑な遂行のため区長が、必要があると認める場合は、概算払をすることができる。

2 事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金請求書(別記第11号様式)を、前項ただし書の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書(別記第11号様式の2)を区長に提出しなければならない。

3 事業者は、補助金の概算払を受けたときは、前条の規定による補助金の額の確定通知書受領後、補助金清算書(別記第12号様式)を区長に提出し、速やかに補助金を清算しなければならない。

(交付決定の取消し)

第14条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

(4) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件及び法令に違反したとき。

(補助金の返還)

第15条 区長は、前条の規定による補助金の交付の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 区長は、第11条の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助金の経理等)

第16条 補助事業者は、補助対象事業に係る経理について、収支の事実を明らかにした証拠書類、事業内容に関する資料その他の関係書類を整理し、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の完了後、区長が求めた場合は、前項の書類等について公開しなければならない。

(取得財産等の管理)

第17条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用を増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運営を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならない。

(検査及び事業効果の報告)

第18条 区長は、補助対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間においては、当該補助対象事業の運営及び経理等の状況について検査し、又は事業効果について報告を求めることができる。

2 前項の場合において、補助事業者は、区の職員が検査又は報告を求めたときは、これに応じなければならない。

(委任)

第19条 この要綱の施行については、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年3月31日、東京都板橋区規則第3号）によるほか、必要な事項は産業経済部長が定める。

付 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年6月27日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年9月29日から施行する。

別記1号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）  
板橋区長

商店会等名  
代表者  
住所  
氏名  
電話番号

⑩

東京都板橋区環境対応型商店街活性化事業補助金交付申請書

標記の補助金に係る事業を下記のとおり行うので、東京都板橋区環境対応型商店街活性化事業補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を申請します。

記

1 事業名  
「 」

2 補助事業対象期間  
補助金の交付決定の日 から 年 月 まで

3 事業に要する経費内訳

総事業費	総事業費のうち 交付申請する経費	総事業費に係る負担区分		
		国・都補助金	区補助金	自己負担額
円	円	円	円	円

〈商店街資金計画内訳〉

区分	金額	左の説明
積立金	円	
負担金	円	
借入金	円	
その他	円	
計	円	

\* 共催で申請の場合は、商店街負担内訳書を添付すること。（商店街ごとの負担割合及び自己負担額内訳を記載）

4 添付書類

- (1) 補助事業者の概要（別紙1）
- (2) 事業計画書（別紙2）
- (3) 要綱第5条別表1に定めた書類

5 本申請についての連絡先等

担当者名			
連絡先	電話番号		FAX番号
	メールアドレス		

商店街負担内訳書 (共催で申請の場合のみ記載すること)

商店街等名	負担割合	負担金額	備考

〈商店街資金計画内訳〉 商店街名：

区 分	金 額	左 の 説 明
積立金	円	
負担金	円	
借入金	円	
その他	円	
計	円	

〈商店街資金計画内訳〉 商店街名：

区 分	金 額	左 の 説 明
積立金	円	
負担金	円	
借入金	円	
その他	円	
計	円	

〈商店街資金計画内訳〉 商店街名：

区 分	金 額	左 の 説 明
積立金	円	
負担金	円	
借入金	円	
その他	円	
計	円	

〈商店街資金計画内訳〉 商店街名：

区 分	金 額	左 の 説 明
積立金	円	
負担金	円	
借入金	円	
その他	円	
計	円	

\* 記入欄が足りない場合は、適宜追加して記入すること。

別紙2 事業計画書

<p>種 別 (該当に☑)</p>	<p><input type="checkbox"/> LED街路灯の設置  <input type="checkbox"/> ソーラー・ハイブリッド型街路灯の設置  <input type="checkbox"/> 風力発電の活用  <input type="checkbox"/> 壁面緑化の設置  <input type="checkbox"/> ドライミストの導入</p>
<p>事 業 名</p>	
<p>1 事業の目的 (必要性)</p>	
<p>2 商店街におけるCO<sub>2</sub>削減等計画</p>	
<p>3 実施内容</p> <p>①設置数</p> <p>②設置内容 (機種・性能等)</p> <p>③その他</p>	
<p>4 その他の取組み (環境対策で、商店街として取り組んでいること)</p>	
<p>5 期待される効果 (具体的に記入)</p>	



様

板橋区長



東京都板橋区環境対応型商店街活性化事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった東京都板橋区環境対応型商店街活性化事業補助金について、下記のとおり交付決定しましたので通知します。

1 補助金対象事業名

2 交付決定額 金 円

補助事業に要する経費のうち、補助対象となる経費及び補助金の額は、次のとおりとする。（内訳は別紙「事業費経費別明細」のとおり）

交付申請経費	補助対象経費	補助金の額

3 通則

商店会等（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を行うに当たっては、この通知書に定めるもののほか、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）及び東京都板橋区環境対応型商店街活性化事業補助金交付申請書に定めるところに従わなければならない。

4 条件

- (1) 補助金を事業の目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助金の経理に不正な行為を行わないこと。
- (3) その他区長が特に必要があると認めたこと。

5 申請の撤回等

この交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この交付の決定の通知を受領した翌日から起算して7日以内に申請の撤回をすることができます。

なお、事業計画に変更が生じたときは、速やかに東京都板橋区環境対応型商店街活性化事業内容変更等承認申請書（別記第5号様式）を提出してください。

別記第3号様式（第6条関係）

年 月 日

様

東京都板橋区長



東京都板橋区環境対応型商店街活性化事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった標記事業について、東京都板橋区環境対応型商店街活性化事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり不交付する。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助金交付申請額
- 3 不交付の理由

別記第4号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）  
板橋区長

商店会等名  
代表者  
住所  
氏名  
電話番号

㊞

東京都板橋区環境対応型商店街活性化事業遅延等報告書

年 月 日付 第 号をもって交付決定の通知のあった標記事業について、下記のとおり事故があったので、東京都板橋区環境対応型商店街活性化事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 補助事業遅延等の内容及び原因
- 3 補助事業遅延等に対する措置
- 4 補助事業の進捗状況及び完了の予定

別記第5号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先）  
板橋区長

商店会等名  
代表者  
住所  
氏名  
電話番号

印

東京都板橋区環境対応型商店街活性化事業内容変更等承認申請書

年 月 日付 第 号をもって交付決定の通知のあった標記事業の内容を下記のとおり変更（中止）の承認を、東京都板橋区環境対応型商店街活性化事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業名

2 補助金交付決定額

金 円

3 変更（中止）の内容

4 変更（中止）の理由

別記第6号様式（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

板橋区長



東京都板橋区環境対応型商店街活性化事業内容変更等承認書

年 月 日付で申請のあった標記事業の内容の変更（中止・廃止）について、東京都板橋区環境対応型商店街活性化事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助金交付決定額  
金 円
- 3 承認内容
- 4 付帯条件

別記第7号様式（第9条関係）

年 第 月 号  
日

様

板橋区長



東京都板橋区環境対応型商店街活性化事業内容変更等不承認通知書

年 月 日付で申請のあった標記事業の内容の変更（中止・廃止）について、東京都板橋区環境対応型商店街活性化事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり不承認とします。

記

1 補助事業名

2 補助交付決定額  
金 円

3 不承認内容

4 不承認理由

別記第8号様式（第10条関係）

年 月 日

（宛先）  
板橋区長

商店会等名  
代表者  
住所  
氏名  
電話番号

印

東京都板橋区環境対応型商店街活性化事業補助金に係る実績報告書

年 月 日付 第 号により交付決定の通知のあった標記補助事業が完了したので、東京都板橋区環境対応型商店街活性化事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり実績を報告します。

記

1 補助事業名

2 交付決定額

金 円

3 添付書類

- (1) 事業の実績（別紙のとおり）
- (2) その他必要な書類 別表2（第10条関係）

4 本報告についての連絡先等

担当者名			
連絡先	電話番号		FAX番号
	メールアドレス		





様

板橋区長



東京都板橋区環境対応型商店街活性化事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付 第 号により交付決定をした東京都板橋区環境  
対応型商店街活性化事業補助金について下記のとおり補助金額を確定しましたので通知しま  
す。

1 補助金確定額 金 円

2 補助対象事業

3 交付の条件

- (1) 補助事業により取得した固定資産等について台帳を設け、その管理状況を明らかにすること。
- (2) 区長から要求があったときは、事業内容等について常に公開できるよう資料を整備し、保存すること。
- (3) その他区長が必要と認めた事項

別記第10号様式（第12条関係）

年 月 日

（宛先）  
板橋区長

商店会等名  
代表者  
住所  
氏名  
電話番号

印

東京都板橋区環境対応型商店街活性化事業補助金請求書

年 月 日付 第 号をもって確定通知のあった標記補助  
事業について、東京都板橋区環境対応型商店街活性化事業補助金交付要綱第12条の規定  
により、下記のとおり請求します。

1 補助事業名

2 請求額 金 円

別 記

第 1 1 号様式（第 1 3 条関係）＊確定（清算）払の場合

年 月 日

（ 宛 先 ）  
板 橋 区 長

所在地  
事業者名  
代表者名 印

東京都板橋区環境対応型商店街活性化事業補助金請求書

年 月 日付 板産産第 号 をもって確定通知のあった標記補助事業について、東京都板橋区環境対応型商店街活性化事業補助金交付要綱第 1 3 条第 2 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補 助 事 業 名

2 請 求 額 金 円

3 概算払受領済額 金 円

4 清算払請求額 金 円

5 残 額 金 円

別 記

第 1 1 号様式の 2 (第 1 3 条関係) \*概算払の場合

年 月 日

( 宛 先 )  
板 橋 区 長

所在地  
事業者名  
代表者名 印

東京都板橋区環境対応型商店街活性化事業補助金概算払請求書

年 月 日付 (文書番号) をもって交付決定の通知のあった標記補助事業について東京都板橋区環境対応型商店街活性化事業補助金交付要綱第 1 3 条第 2 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助事業名
- 2 概算払請求理由
- 3 交付決定額 金 円
- 4 概算払請求額 金 円
- 5 残 額 金 円

別 記  
第 1 2 号様式 (第 1 3 条関係)

年 月 日

( 宛 先 )  
板 橋 区 長

所在地  
事業者名  
代表者名 印

東京都板橋区環境対応型商店街活性化事業補助金清算書

年 月 日付 (文書番号) をもって確定通知のあった標記補助事業が完了したので、東京都板橋区環境対応型商店街活性化事業補助金交付要綱第 1 3 条第 3 項の規定により、下記のとおり清算します。

記

1 交 付 決 定 額	金	円
2 確 定 額	金	円
3 概算払受領済額	金	円
4 清 算 額	金	円
5 残 額	金	円

別 記  
第9号様式（第18条関係）

年 月 日

（ 宛 先 ）  
板 橋 区 長

所 在 地

事 業 者 名

代 表 者 名

印

東京都板橋区環境対応型商店街活性化事業補助金  
に係る取得財産等処分承認申請書

東京都板橋区環境対応型商店街活性化事業補助金により取得した取得財産の処分について、東京都板橋区環境対応型商店街活性化事業補助金交付要綱第18条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 処分予定の取得財産等に係る補助事業の名称
- 2 処分予定の取得財産等の品目及び取得年月日
- 3 処分予定の取得財産等の取得価格（効用の増加した価格）及び時価補
- 4 処分予定の取得財産等の設置場所
- 5 処分予定方法
- 6 処分予定理由

別表1（第5条関係）

申請書添付書類

区 分	摘 要
別表1の補助事業に規定する補助金交付決定通知書	
定款又は会則	
補助申請事業の議決に係る議事録	
（当該年度の商店街事業）事業計画書	
決算関係書類（事業報告書、貸借対照表等）	
納税証明書	法人のみ
覚書、協定書等	共催の場合
代表者印の印鑑証明書	法人格をもたない商店会の場合は代表者個人の実印
使用印鑑届	実印以外の印鑑を使用する場合
施設等の位置図	
仕様書	
見積書	
固定資産台帳	建て替えの場合
道路占用許可書	
設置予定機器の性能がわかる書類	
前年度の街路灯の電力使用量がわかる書類	

別表 2 (第10条関係)

実績報告書添付書類

区 分		適 用
別表 1 の補助事業に規定する補助金額の確定通知書		
業者選定の経過がわかる書類		
	業者選定委員会の議事録	
契約関係書類		
	仕様書	
	見積書	経費が100万円を超える場合は複数業者の見積もり
	契約書又は請書	
	工事完了届又は納品書	
	検査書	
	引渡書	
	行政機関の検査証 (建築、消防等)	工事等を行うにあたり必要な許可証等を等を含む
	写真	
支出関係書類		
	請求書	
	口座振込受付書控え	
	領収書	

帳簿類

区 分		適 用
支出関係帳簿		
	預金通帳	
	現金出納簿	
	元帳	
財産関係帳簿		
	備品台帳	
	固定資産台帳	